

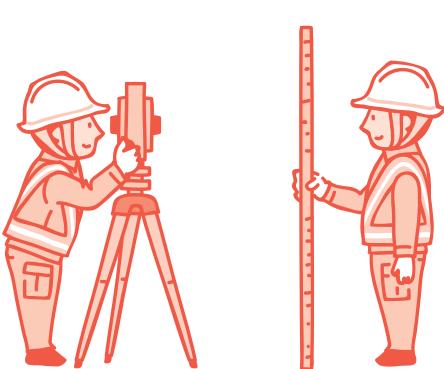
まるっと

過去問題を効率的に学習

測量土補 試験

ポイント攻略テキスト
&問題集

公論出版



① はじめに

本書は、国土交通省国土地理院が公表している測量士補試験を、令和7年度から平成24年度までの計14回分程度の問題を実際の試験科目と同様に大きく8つの章に分け、更に細かく項目を分けて収録しています。

第1章 測量に関する法規… 4項目	第2章 多角測量……… 3項目
第3章 GNSS測量……… 2項目	第4章 水準測量……… 3項目
第5章 地形測量……… 3項目	第6章 写真測量……… 4項目
第7章 地図編集……… 5項目	第8章 応用測量……… 3項目

各項目のはじめには、その項目に分類される出題問題を解くために知っておくべき必要最小限の内容をテキストとしてまとめ、テキストの後には内容確認のための「 ここまで確認!! 一問一答」を収録しています。さらに、各章の最後には総仕上げとして、令和7年公表問題から過去5回分程度の過去問題「 5年分過去問題で総仕上げ」を収録しています。そして、過去問題の後の解答・解説には、間違っている箇所や注意すべき点を**太字**を用いての解説や、該当する法令等をまとめました。

各過去問題文の最後には、[R7]などと表記しています。これは、令和7年に公表された問題を表すものです（平成の場合「H」としています）。[R4/R3]などの表記は、令和4年公表問題と令和3年公表問題が同じ内容の問題であることを表しています。また、[R3改]などの表記は、法改正などにより、問題の整合性をとるため編集部で一部改変した問題を表しています。[編]とあるのは、過去問題を基に学習しやすくするため、編集部が制作した問題となります。

本書は項目ごとにまとめているため、頭の中で整理しやすく「覚える」→「問題を解く」→「解答・解説を確認する」→「覚える」を繰り返すことで、意識せずに覚えて解くことができます。また、何度もチャレンジすることで、試験合格が可能となります。

各項目等には、 を用意しています。項目内容や問題を理解した場合にチェックしたり、何巡目であるかの記録など用途によって使いやすい方法でご利用ください。

もくじ

第1章 測量に関する法規

1	測量に関する法規	8
2	測量作業における注意点	14
3	地球の形状及び位置の基準	22
4	測量基礎 計算	25

5年分過去問題で総仕上げ

問題	33
解答／解説	48

第2章 多角測量

1	トータルステーションによる基準点測量	60
2	トータルステーション	66
3	多角測量 計算	70

5年分過去問題で総仕上げ

問題	85
解答／解説	100

第3章 GNSS測量

1	GNSS測量	116
2	GNSS測量 計算	125

5年分過去問題で総仕上げ

問題	130
解答／解説	140



第4章 水準測量

1 レベル	146
2 レベル、標尺の誤差	152
3 水準測量 計算	154

5年分過去問題で総仕上げ

問題	164
解答／解説	175

第5章 地形測量

1 現地測量	184
2 地形測量における地形の表現方法	190
3 地形測量 計算	192

5年分過去問題で総仕上げ

問題	198
解答／解説	207

第6章 写真測量

1 空中写真測量	218
2 写真地図作成	226
3 UAV写真測量・地上レーザ測量・車載写真レーザ測量・航空レーザ測量	229
4 写真測量 計算	241

5年分過去問題で総仕上げ

問題	255
解答／解説	270



第7章 地図編集

1 地図の編集	286
2 地図の投影	291
3 地形図の読図	296
4 基盤地図情報とGIS（地理情報システム）	298
5 地図編集 計算	304
 ㊂ 5年分過去問題で総仕上げ	
問題	308
解答／解説	325

第8章 応用測量

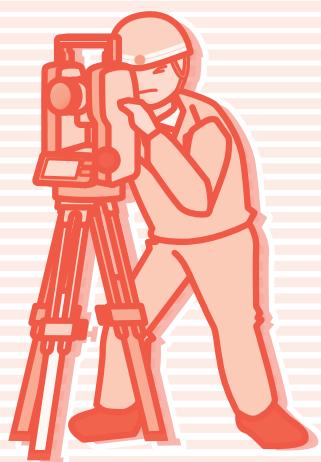
1 路線測量	342
2 河川測量・用地測量	347
3 応用測量 計算	354
 ㊂ 5年分過去問題で総仕上げ	
問題	382
解答／解説	396
関数表	414



第1章

測量に関する法規

- 1 測量に関する法規
- 2 測量作業における注意点
- 3 地球の形状及び位置の基準
- 4 測量基礎 計算



1 激測に関する法規

学習チェック



② 目的及び用語

▶ 激測法第1条（目的）

1. この法律は、国若しくは公共団体が費用の全部若しくは一部を負担し、若しくは補助して実施する土地の測量又はこれらの測量の結果を利用する土地の測量について、その実施の基準及び実施に必要な権能を定め、測量の重複を除き、並びに測量の正確さを確保するとともに、測量業を営む者の登録の実施、業務の規制等により、測量業の適正な運営とその健全な発達を図り、もって各種測量の調整及び測量制度の改善発達に資することを目的とする。

▶ 激測法第3条（測量）

1. この法律において「測量」とは、土地の測量をいい、**地図の調製**及び測量用写真の撮影を含むものとする。

▶ 激測法第4条（基本測量）

1. この法律において「基本測量」とは、すべての測量の基礎となる測量で、**国土地理院**の行うものをいう。

▶ 激測法第5条（公共測量）

1. この法律において「公共測量」とは、**基本測量以外の測量**で次に掲げるもののをいい、建物に関する測量その他の局地的測量又は小縮尺図の調製その他の高度の精度を必要としない測量で政令で定めるものを除く。

①その実施に要する費用の全部又は一部を国又は公共団体が負担し、又は補助して実施する測量

②基本測量又は前号の測量の測量成果を使用して次に掲げる事業のために実施する測量で**国土交通大臣**が指定するもの

イ 行政庁の許可、認可その他の処分を受けて行われる事業

ロ その実施に要する費用の全部又は一部について国又は公共団体の負担又は補助、貸付けその他の助成を受けて行われる事業

➡ 測量士及び測量士補

▶ 測量法第48条（測量士及び測量士補）

1. 技術者として基本測量又は公共測量に従事する者は、第49条（測量士及び測量士補の登録）の規定に従い登録された測量士又は測量士補でなければならぬ。
2. 測量士は、測量に関する計画を作製し、又は実施する。
3. 測量士補は、測量士の作製した計画に従い測量に従事する。



ここまで確認!! 一問一答

問1 学習チェック

「測量」とは、土地の測量をいい、地図の調製や測量用写真の撮影は含まない。

問2 学習チェック

「基本測量」とは、すべての測量の基礎となる測量で、国又は公共団体の行うものをいう。

問3 学習チェック

公共測量とは、基本測量以外の測量で、その実施に要する費用の全部又は一部について国又は公共団体が負担して実施する測量をいう。ただし、国又は公共団体からの補助を受けて行う測量を除く。

問4 学習チェック

「基本測量及び公共測量以外の測量」とは、基本測量及び公共測量を除くすべての測量をいう。ただし、建物に関する測量その他の局地的測量及び小縮尺図の調製その他の高度の精度を必要としない測量は除く。

問5 学習チェック

測量計画機関が自ら計画を実施する場合には、測量作業機関となることができる。

問6 学習チェック

「測量作業機関」とは、測量法第5条に規定する公共測量及び同法第6条に規定する基本測量及び公共測量以外の測量を計画する者をいう。

問7 学習チェック

「測量成果」とは、当該測量において最終の目的として得た結果をいい、「測量記録」とは、測量成果を得る過程において得た作業記録をいう。

問8 学習チェック

「測量標」とは、永久標識、一時標識及び仮設標識をいう。

4 測量基礎 計算

学習チェック



※測量に関する法規の範囲内で出題された計算問題をまとめています。関数表⇒414P

④ ラジアン単位

[No.1] 学習チェック

次のa～cの各問の答えの組合せとして最も適当なものはどれか。次の中から選べ。ただし、円周率 $\pi = 3.142$ とする。なお、関数の値が必要な場合は、巻末の関数表を使用すること。[H29]

- a. $43^\circ 52' 10''$ を秒単位に換算すると幾らか。
- b. $43^\circ 52' 10''$ をラジアン単位に換算すると幾らか。
- c. 頂点A, B, Cを順に直線で結んだ三角形ABCで、辺BC = 6 m, $\angle BAC = 130^\circ$, $\angle ABC = 30^\circ$ としたとき、辺ACの長さは幾らか。

a	b	c
1. $157,920''$	0.383ラジアン	3.916m
2. $157,920''$	0.766ラジアン	4.667m
3. $157,930''$	0.766ラジアン	3.916m
4. $157,930''$	0.383ラジアン	4.667m
5. $157,930''$	0.766ラジアン	4.667m

解答 & 解説

[No.1] 解答 3

- a. 度・分・秒は60進法であるため、1度は60分、1分は60秒となり、60分は3600秒となる。

$$1\text{度} (^\circ) = 60\text{分} (') = 3600\text{秒} (") \quad \text{覚えておく}$$

度 (°) を秒 (") 単位に換算するには、度の値に3600を掛けることで、秒に換算できる。

$$\text{秒} (") = \text{度} (^\circ) \times 3600 \quad \text{覚えておく}$$

$$= 43^\circ \times 3600 = 154,800''$$



5年分過去問題で総仕上げ

問 題

1 測量に関する法規 (テキスト⇒8P・解答/解説⇒48P)

[No.1] 学習チェック

次の a ~ e の文は、測量法（昭和24年法律第188号）に規定された事項について述べたものである。明らかに間違っているものだけの組合せはどれか。次の1 ~ 5の中から選べ。[R7]

- a. 「測量」とは、土地の測量をいい、地図の調製や測量用写真の撮影は含まない。
 - b. 「測量作業機関」とは、測量計画機関の指示又は委託を受けて測量作業を実施する者をいう。
 - c. 「測量標」とは、永久標識、一時標識及び仮設標識をいう。
 - d. 国土地理院の長の承諾を得ないで、基本測量の測量標を移転してはならない。
 - e. 公共測量は、「基本測量」、「公共測量」又は「基本測量及び公共測量以外の測量」の測量成果に基づいて実施しなければならない。
1. a, b
 2. a, e
 3. b, c
 4. c, d
 5. d, e

解答／解説

1 激測に関する法規 (テキスト⇒8P・問題⇒33P)

〔No.1〕解答：2

- a. **誤り**：「激測」には、地図の調製や激測用写真の撮影を含むものとする。激測法第3条（激測）第1項。
- b. 正しい：激測法第8条（激測作業機関）第1項。
- c. 正しい：激測法第10条（激測標）第1項。
- d. 正しい：激測法第22条（激測標の保全）第1項。
- e. **誤り**：公共激測は、「**基本激測**」又は「**公共激測**」の激測成果に基づいて実施する。激測法第32条（公共激測の基準）第1項。

〔No.2〕解答：2

- a. **誤り**：国又は公共団体から費用の補助を受けて行う激測も、公共激測に含まれる。激測法第5条（公共激測）第1項①・②口
- b. 正しい：激測法第4条（基本激測）第1項。
- c. 正しい：激測法第7条（激測計画機関）第1項。
- d. 正しい：激測法第30条（激測成果の使用）第1項。
- e. **誤り**：公共激測を実施しようとするときは、当該公共激測に關し作業規程を定め、あらかじめ、**国土交通大臣**の承認を得なければならない。激測法第33条（作業規程）第1項。

〔No.3〕解答：1

- a. **誤り**：「激測」には、地図の調製や激測用写真の撮影を含むものとする。激測法第3条（激測）第1項。
- b. 正しい：激測法第36条（計画書についての助言）第1項①・②。
- c. **誤り**：激測業者は「基本激測」を請け負うことができる。激測法第4条（基本激測）第1項・激測法第10条の2（激測業）第1項・激測法第10条の3（激測業者）第1項。
- d. 正しい：激測法第48条（激測士及び激測士補）第2項・第3項。
- e. 正しい：激測法第22条（激測標の保全）第1項。

本書に関する訂正とお問い合わせについて

書籍の訂正について

株式会社公論出版 ホームページ

書籍サポート/訂正

URL : https://kouronpub.com/book_correction.html



本書の内容で分からぬことがありますら、必要事項を明記の上、下記までお問い合わせください。

本書籍に関するお問い合わせ



問合せフォーム



03-3837-5740

必要事項

- お客様の氏名とフリガナ
- FAX番号 (FAXの場合のみ)
- 書籍名 ・ 該当ページ数 ・ 問合せ内容

※ご回答までにお時間がかかる場合がございます。

※以下の場合は、対応できません。

- 問い合わせ対象となる書籍名及びページ数などの必要事項に記載漏れがある場合
- 書籍の内容を大きく超えるご質問、個人指導にあたるようなご質問
(原則、書籍の内容に限ります。実際の実務に関するご質問などはお答えできません)

まるっと過去問題を効率的に学習

測量士補試験

ポイント攻略テキスト & 問題集

令和8年5月受験版

定価2,640円（税込）

■発行日 令和7年12月 初版

■発行所 株式会社 公論出版

〒110-0005

東京都台東区上野3-1-8

TEL : 03-3837-5731

HP : <https://www.kouronpub.com/>